

東京高裁【第5回期日】

も 看護師さん し 医療従事者さん 手当 1万円～3万円 廃止されるのは妥当？ 突然



精神科病棟
司法観察病棟

筋ジス病棟
重心障害病棟

この事件は、東京都小平市にある
国立精神・神経医療研究センター病院
で、2018年に一方的に廃止されました。

当該病棟に勤務する職員を対象として「特殊業務手当」を支給してきましたが、突然2018年1月、病院側は「給与制度見直しの一環」と称して、特殊業務手当の全廃を通告してきました。私たち全医労武蔵支部は、団体交渉等において、廃止理由の説明や資料の提出を何度も求めてきましたが、

病院側は十分な説明や資料提供もしないまま、「就業規則の不利益変更」を一方的に強行しました。私たち医療労働者は、就業規則が勝手に変更されない労働環境で、1日も早く安心して働けることを望み、裁判の公正こそが最終解決を導く大きな指針となると考えています。



本 11 時開廷 511 号法廷予定
日 ぜひ 傍聴してください。

